

川崎市の行財政改革に関する研究会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 行財政改革に関する計画の策定に向けて、専門的な視点から改革の方向性等についての研究を行うため、川崎市の行財政改革に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究内容)

第2条 研究会は、次に掲げる事項を研究する。

- (1) 本市の行財政改革の方向性
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 研究会は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者等、行財政改革について優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

第4条 研究会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、研究会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の事務局を総務局に置き、庶務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、座長が研究会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月3日から施行する。

(川崎市行財政改革委員会設置要綱の廃止)

2 川崎市行財政改革委員会設置要綱（平成14年9月10日）は、廃止する。